

岩沼市立岩沼北中学校「部活動の在り方に関する方針」

岩沼北中学校の部活動の捉え

- 部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が自主的、自発的な参加することにより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものです。
- 部活動には
 - ・ 同じ目的を持った仲間と、学級や学年を越えて活動することで、人間性や社会性を磨くことができる。
 - ・ 自分の可能性を信じて限界に挑戦することで、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができる。などの大きな教育効果が期待できると捉えています。しかし、部活動以外にも活動の場があることや部活動では実現不可の活動もあることから、部活動への加入は任意とします。
- 部活動の課題として、過熱化や行きすぎた指導、適切な休養が設定されていないこと、体罰や暴言、教職員の多忙化等があることも事実です。そこで、平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が、同じく宮城県において「部活動での指導ガイドライン」が作成されたことを受け、平成29年3月に、岩沼市立小中学校働き方改革推進委員会が作成した「岩沼市中学校の部活動ガイドライン」を基に、岩沼市立中学校「部活動の在り方に関する方針」及び「部活動指導の手引き」がまとめられました。
- 文化部においても運動部とともに、上記のガイドラインや本方針に沿った活動とします。
- 本方針を踏まえて、指導者（顧問及び外部指導者）が部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、部活動を一層充実させていくこととしています。
- さらには、生徒のバランスの取れた健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指して作成したガイドラインや本方針について、保護者の理解を得ながら適切な運用を目指します。

1 適切な休養日設定

(1) 適切な休養日設定の原則

【基本的な考え方】

- 生徒の発達段階，健康面・学習面や生活全体とのバランスを考慮し，週2日以上，休養日を設定することが妥当と考えられます。
- 特に，運動部活動においては，適切に休養をとることがスポーツ障害を防ぐとともに，競技力の向上にもつながります。

- ① 岩沼北中学校では，週の平日に2日間の「部活動なしの日」を設定することを原則とします。
- ② 土曜日又は日曜日を休養日とします。
- ③ 土曜日・日曜日の両日に，大会参加や練習試合等で活動した場合は，休養日を他の曜日で設定します。
- ④ 長期休業期間は，ある程度まとまった休養日を設定します。
- ⑤ 部活動の活動時間については，平日は2時間程度，土曜日・日曜日及び長期休業期間は3時間程度とし，生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮します。
- ⑥ 年間を通して，朝練習は行いません。

(2) 「ハイシーズン・オフシーズン」の設定

- 年間を通して様々な大会がありますが，中総体や新人大会，各種コンクールなど目標とする大会で力を出すためには技能を強化する時期の設定が想定されます。
- したがって，このような時期は「ハイシーズン」として活動日を増やし，その分，それ以外の時期に休養日を十分に確保し，生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに，活動に対する意欲の維持，向上に努めることが大切です。
- その際には，恒常的にハイシーズンにならないように，参加する大会を精選し計画的な活動を行います。

① 4月～10月（ハイシーズン）

- ・ 週当たり3日以上休養日を設定します。
(平日2日以上，土日は原則休み)
- ・ 平日の活動時間は長くとも2時間程度，学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度までとし，できるだけ短時間に，合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。
- ・ 土日祝日の活動を行う場合は，校長の許可の下，保護者の協力を得て行います。

② 11月～3月（オフシーズン）

- ・ 週当たり4日以上以上の休養日を設定します。
（平日3日以上，土日は原則休み）
- ※ 活動時間及び土日祝日の部活動の実施についてはハイシーズンに準じます。

（3）顧問による年間を見通した「活動計画」の作成

- 顧問は本方針を踏まえ，年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保するとともに，保護者や外部指導者に説明し，理解と協力を得ながら実施します。
- 計画を作成するにあたっては，効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに，学習や学校行事への影響を考慮します。
- 顧問は，年間の活動計画（活動日，休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所，休養日及び大会参加日等）を作成し，校長に提出します。

（4）教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

- 市教育委員会及び校長は，教師の部活動への関与について，「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日 付け29文科初第1437号）」を踏まえ，法令に則り，業務改善及び勤務時間管理等を行います。
校長は，毎月の活動計画及び活動実績の確認等により，各部の活動内容を把握し，生徒が安全に活動を行い，教師の負担が過度とならないよう，適宜，応じて指導・是正を行います。

2 指導体制の構築

- 校長は，生徒や教師の数，部活動指導員の配置状況を踏まえ，指導内容の充実，生徒の安全の確保，教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう，適正な数の部を設置します。
- 校長は，顧問の決定に当たっては，校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み，教師の他の校務分掌等を勘案した上で行い，適切な校務分掌となるよう留意し，学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図ります。